

令和6年5月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年5月28日(火) 午前9時30分から午前10時30分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 14名
農業委員6名
会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 加藤正博
3番 入木真一 4番 郡山信敏
6番 邊木園浩子 7番 下村健一
農地利用最適化推進委員8名
11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子
14番 酒匂清治 15番 鳥集公則 16番 西村真一
17番 真方実喜男 18番 山下孝行
4. 日程
 - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
議事録署名委員 4番 郡山委員 6番 邊木園委員
会議書記 次長 田原修司
 - 第2 議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。
議案第8号 農地法第4条の規定による進達について意見を求める。
議案第9号 農地法第5条による許可後の事業計画変更申請の進達について意見を求める。
議案第10号 農地法第5条の規定による進達について意見を求める。
議案第11号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。
議案第12号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。
議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。
議案第14号 非農地判定について意見を求める。
5. 農業委員会事務局職員
事務局長 中別府 和也 次長 田原修司
6. 会議の概要
(田原次長) 皆さんおはようございます。本日出席の委員の皆さん全てお揃いですのでこれから総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、議案第7号から議案第14号までの議案33件です。ご審議方よろしくお願いいたします。6月の定例総会は28日(金)です。議案審議及び転用議案等に係る現地調査は21日(金)にお願いする予定です。6月の4条・5条に係る調査委員会は、第4調査委員会です。どうぞよろしくお願います。なお、本日の総会終了後、農業委員の方は高原町議会総務経済常任委員会との意見交換会がありますのでどうぞよろしくお願いいたします。それでは会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) それではただいまの出席委員は、農業委員7名中6名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、5月の定例総会を開催いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず、日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名いたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

(議長) それでは、議事録署名委員に、4番郡山委員と6番邊木園委員を指名いたします。なお、本日の書記は事務局の田原次長にお願いいたします。次に日程第2、議案審議に入ります。

(議長) 議案第7号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は2件でございます。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による親族間の贈与で、畑1筆 615㎡です。調査委員は山元会長です。第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による売買で、畑1筆 2,177㎡で、対価総額は38万円です。調査委員は石山委員です。以上の案件は、受付審査の結果、機械の所有状況、農作業従事者数、により効率利用要件と農作業従事要件、地域との調和要件の3つの要件をすべて満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) それではまず議案書の4ページをお願いいたします。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は2件でございます、第1項につきましては、私が調査をしておりますので報告をいたします。第2項は石山委員に調査をお願いしておりますので調査内容の報告をお願いいたします。

(山元会長) それでは第1項につきまして、5月22日水曜日に現地調査をいたしました。14時から譲受人に訪問して確認、それから譲渡人が大阪におられますので午後

7時に電話で確認を行ったところ、5ページの航空写真の方を見ていただきたいと思っております。場所は〇〇〇〇の農地1筆です。譲受人は農業用機械として管理機を所有されておりました。農作業は家族1名で経営されておりました、譲受人の母親の方ですね、94歳ですけど元気に現地をきれいに耕作されているところで、お話もさせていただきました。非常にしっかりした方でした。従事日数も満たされております。また地域経営体への集積等の取組にも連携を取って特に問題は無いというふうに判断をしたところ、譲渡人はこの耕作される方のお孫さんにあたるということで親族間の贈与ということでございます。

(議長) それでは石山委員に第2項の調査の内容の報告をお願いします。

(石山委員) 調査報告をします。5月25日土曜日現地調査を実施し、18時から譲渡人がいないため譲受人の方に訪問し確認をしました。議案書の6ページの航空写真をご覧ください。場所は元〇〇〇〇の奥の方の〇〇〇〇の一筆です。譲受人は農業用機械として管理機3台、年内にトラクター1台を取得するというものでした。農作業は家族2名で経営され、従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており特に問題ないと判断いたしました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 補足をします、前回も申請で上がってきたんですけど、次の農地法第4条の規定による進達の中の部分で建物が一部含まれていたということで分筆をされて、今回第1項については畑の部分だけを3条であげているということでございます。残りの建物の部分については次の議案第8号であげております。

(議長) よろしいですか。(はいの声)

それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第7号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第2項に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号については、申請どおり許可することに決定いたしました。

(議長) 議案第8号「農地法第4条の規程による進達について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の8ページをご覧ください。今回の農地法第4条の規程による進達件数は1件でございます。第1項、〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆 183㎡ 車庫・倉庫用地として利用する目的による転用申請です。なお、追認申請となっております。都市計画用途区域、農振地域外、第3種農地です。この案件につきまして、農地法第4条の転用申請の許可基準は、立地基準と一般基準がございませ

て、1つ目の立地基準は、第3種農地であるため原則許可でございます。2つ目が一般基準として、転用の確実性が認められることとして車庫が建設されている追認でございます。二つ目の周辺農地への被害防除措置が適切であることについては、すでにブロック塀等が設置されているため、周辺農地に悪影響は及ぼしていません。三つ目の地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がないことについては、特に影響はないものと思われ、立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第3調査委員会に現地調査をお願いしておりますので、内容の報告を郡山委員長にお願いします。

(郡山委員長) 4番郡山が報告いたします、第4条の申請案件は1件です。調査を6年5月21日1時30分より酒匂委員、坂元委員、事務局より二宮さん同行のもと調査を行いました。転用目的は車庫、倉庫であります。申請地は議案書の9ページをご覧ください。先ほど事務局長の話がありましたとおり、農用地区域外で第3種農地となっております。車庫が出来て、車も入っております。追認案件となっております。地域住民、周辺農地にも影響ないことから、問題ないものと判断いたしました。以上です。

(議長) 随行された他の委員の方、ご意見ございませんか。よろしいですか。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 大迫委員

(大迫委員) 12番大迫です。この車庫はどなたが使っている車庫ですか。ご自宅はどちらですか。

(議長) ○○○○さんは○○○○です。元々の実家がこちらで、ここにお母さんが住んでいると。先程の3条の譲受人の方、この方は別に家を持っていて、○○○○の隣に住んでいるとのこと。頻繁に通っているので車庫自体はその時に使ったりとか、譲受人が次男で、○○○○さんこの方は三男の息子さんとのこと。お母さんというかおばあちゃんが三男の方にやろうということだったのですが、亡くなられたので、相続で○○○○さんになった。今回それを是正しようということです。よろしいですか。他に何かご意見ございませんか

(はいの声)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第8号「農地法第4条の規程による進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので申請どおり県へ進達することに決定をいたしました。

(議長) それでは次に議案第9号と議案第10号関連がありますので一緒に議題としたい

と思います。第9号が「農地法第5条による許可後の事業計画変更の進達について意見を求める。」それから第10号につきましては「農地法第5条の規定による進達について意見を求める。」これを一括して議題といたします。事務局長、説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の12ページをご覧ください。今回の農地法第5条による許可後の事業計画変更申請件数は1件でございます。この案件は、令和5年12月の定例総会においてご審議いただき、令和6年2月22日に県知事の許可を得た申請内容の変更を行うものです。今回の計画変更内容ですが、申請人〇〇〇〇氏が、新たに畑1筆 928㎡を購入し、より多くの原木及び重機置場を確保し利便性の向上を図るものであります。続きまして議案書は、14ページをご覧ください。今回の転用申請は、議案第9号に関係するものであり、1件であります。譲受人 〇〇〇〇氏 譲渡人 〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆928㎡ 原木・重機置場として利用するもので、第1種農地、都市計画区域外、農用地区域外で、売買代金は25万円です。前回の申請と同様に転用の確実性、周辺農地への影響等基準を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第3調査委員会に現地調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を郡山委員長にお願いします。

(郡山委員長) 議長 (はい、郡山委員長)

4番郡山が報告いたします。調査日は5月21日13時30分より酒匂委員、坂元委員、二宮さん同行のもと行いました。第9号の第1項でございますけど変更後としまして、最初は上だけだったんですけど、車が大型でその場所に入りづらいということで土地をわけてくれというような話で、地主さんが全部買い取ってくれということで変更後になったものでございます。転用目的は原木置場、重機置場でございます。申請地は議案書の15ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第1種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響がないことから問題ないものと判断いたしました。次の第10号の方の前の9号と一緒にございます。以上です。

(議長) ありがとうございます。随行された他の委員のご意見はございませんか。よろしいですか。それでは報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。(はいの声)

(議長) これをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第9号「農地法第5条による許可後の事業計画変更申請の進達について意見を求める。」それから議案第10号「農地法第5条の規程による進達について意見を求める。」二つに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) ありがとうございました。全員賛成ですので申請どおり県に進達することに決定をいたしました。

(議長) 続きまして議案第11号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は17ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画の所有権移転申請件数は4件です。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で田1筆 2, 012㎡、売買価格は総額50万円です。申請地は、19ページになります。加藤会長代理、真方委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で田1筆 1, 980㎡、畑1筆 2, 705㎡、計2筆 4, 685㎡、売買価格は総額70万円です。申請地は、20ページになります。山元会長、下村委員のあっせんを受けております。18ページになります。第3項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で田1筆 3, 255㎡、売買価格は総額50万円です。申請地は、21ページになります。加藤会長代理、真方委員のあっせんを受けております。第4項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で畑1筆 1, 936㎡、売買価格は総額20万円です。申請地は、22ページになります。山元会長、下村委員のあっせんを受けております。以上の案件については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって、審議を終わります。これより採決いたします。議案第11号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第11号は申請どおり許可することに決定いたしました。

(議長) 議案第12号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題とします。事務局長、説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は24ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画の利用権設定申請件数は3件です。第1項、借受人 農事組合法人○○○○ 代表理事○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏による賃貸借で、田1筆 1, 720㎡、賃借料 年総

額1万7千200円で、賃貸借期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間の新規設定です。第2項、借受人 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇氏 貸渡人 〇〇〇〇氏による賃貸借で、田2筆 1, 163㎡、賃借料 年総額1万1千630円で、賃貸借期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間の新規設定です。第3項、借受人 合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇氏 貸渡人 〇〇〇〇氏による賃貸借で、田3筆 4, 950㎡、賃借料 年総額2万4千750円で、賃貸借期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間の再設定です。以上の案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条の要件 農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見はございませんか。

(議長) 補足説明をさせていただきたいと思います。農業経営基盤強化促進法これが改正をされて来年の3月まではこういう形で利用権設定ができます。でも来年の4月以降は農地中間管理事業でないと利用権設定ができなくなります。ただ、土地を買ったりする時の800万控除、それはあっせん自体は残りますので。但し、あっせんをする時には3条申請ですということになると思いますので、制度が変わるということをお知らせしたいと思いました。

(議長) よろしいですか。(はいの声)

それではこれをもって審議を終わります。採決をいたします。議案第12号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第12号は申請どおり許可することに決定をいたしました。

(議長) 続きまして議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」を議題といたします。ただし、第17項については除きますので事務局長、説明をよろしく願います。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

この案件は中間管理事業制度による利用権設定でございます。議案書は27ページからと46ページからを一緒にご覧いただきたいと思います。なお説明に際し、貸渡人と借受人の間に入っております宮崎県農業振興公社の説明は省略させていただきます。第1項、貸渡人 〇〇〇〇氏 借受人 〇〇〇〇氏の申請案件で、田2筆 5, 613㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第2項、貸渡人 〇〇〇〇氏 借受人 〇〇〇〇氏の申請案件で、田3筆 2, 736㎡、畑1筆 3, 631㎡ 計4筆 6, 367㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間設定です。第3項、貸渡人 〇〇〇〇氏 借受人 〇〇〇〇

氏の申請案件で、田3筆 3, 248㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第4項、貸渡人 ○○○氏 借受人 農事組合法人○○○○ 代表理事○○○○氏の申請案件で、田2筆 2, 270㎡の賃貸借で、賃借料は年総額2万2千8円 賃貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第5項、貸渡人 ○○○氏 借受人 農事組合法人○○○○ 代表理○○○○氏の申請案件で、田2筆 673㎡の賃貸借で、賃借料は年総額6千510円 賃貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第6項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、畑1筆 2, 274㎡の賃貸借で、賃借料は年総額1万2千円 賃貸借期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間の設定です。第7項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、田1筆 4, 266㎡の賃貸借で、賃借料は年総額4万2千660円 賃貸借期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間の設定です。第8項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、田8筆 11, 077㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第9項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、畑1筆 7, 675㎡の賃貸借で、賃借料は年総額7万6千750円 賃貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第10項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、田3筆 5, 717㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間の設定です。第11項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、田7筆 4, 725㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間の設定です。第12項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、田1筆 1, 493㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第13項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、畑1筆 3, 467㎡の賃貸借で、賃借料は年総額1万7千335円 賃貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の新規設定です。第14項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、田2筆 3, 027㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第15項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、畑1筆 1, 919㎡の賃貸借で、賃借料は年総額5千757円 賃貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第16項、貸渡人 ○○○氏 借受人 ○○○氏の申請案件で、田4筆 6, 224㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第18項、貸渡人

〇〇〇〇氏 借受人 〇〇〇〇氏の申請案件で、田13筆 24,166㎡の賃貸借で、賃借料は年総額48万円 賃貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。第19項、貸渡人 〇〇〇〇氏 借受人 〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆 2,200㎡の賃貸借で、賃借料は年総額1万1千円 賃貸借期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの10年間の設定です。以上、説明いたしました案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項による効率利用要件、農作業従事要件等各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、第17項以外の議案第13号の審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 真方委員。

(真方委員) 17番 真方です。8項と9項についてお伺いいたします。譲渡人が両方 〇〇〇さん、譲受人が両方 〇〇〇〇さんとなっていますけど8項については使用貸借、9項は賃貸借となっておりますけども何か理由があれば教えていただきたい。

(議長) 暫時休憩をいたします。

(議長) 休憩前に引き続き審議に入ります。先ほど真方委員の言われた使用貸借の部分、これについては米を作って現物支給ですので、現物支給のやり方が使用貸借という形で申請を上げているということです。下の方の畑の方は反の1万円ですかね、賃貸借ということになっております。よろしいですか。

(真方委員) はい、わかりました。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。

議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」の第17項以外について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第13号は、第17項を除き、申請どおり許可することに決定いたしました。

(議長) 続きまして同じく議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」の第17項の審議に入りたいと思います。これにつきましては入木委員が「農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限」に該当いたしますので、一時退席をよろしく申し上げます。

(入木委員) よろしく申し上げます。

(議長) それでは事務局長、説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は41ページと50ページを一緒にご覧いただきたいと思います。第17項、貸渡人 ○○○○氏 借受人 ○○○○氏の申請案件で、畑3筆 4,037㎡の賃貸借で、賃借料は年総額2万円 賃貸借期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間の設定です。この案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項による効率利用要件、農作業従事要件等各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) それでは審議に入ります。何かご意見ございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それでは審議を終わります。これより採決いたします。議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」の第17項について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第13号 第17項は申請どおり許可することに決定いたしました。入木委員の入室をお願いします。

(議長) 入木委員にご報告いたします。申請どおり許可することに決定いたしました。

(入木委員) ありがとうございます。

(議長) 続きまして議案第14号「非農地判定について意見を求める。」を議題といたします。事務局長、説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は53ページをご覧ください。今回、非農地判定の承認をお願いしますの、第1項・第2項の畑2筆、計2,167㎡でございます。事務局及び第3調査委員会で調査を行い、現況・周囲の農地への影響、各種補助事業との関連等を総合的に検討し、今回非農地として取り扱うことが妥当であろうと判断した農地でございます。第1項及び第2項とも森林化している畑でございます。写真が54、56ページでございます。説明は以上でございます。

(議長) それでは第3調査委員会の郡山委員長に現地調査の結果をお願いします。

(郡山委員) 54ページの写真をご覧ください。クヌギが生えておりまして20年くらい経っているんじゃないかと思われまして。場所は○○○○の道路の下側であります。もう農地には不可能だと思いましたが。第2項の方ですけど、これもクヌギが立って10年近く経っているんじゃないかと思っております。場所は○○○○から右側に山の方に上がっていった所でございます。57ページの航空写真をご覧ください。申請地の周りの畑は素晴らしく耕されているんですけど現状は今もう5、6年荒れ放題というか畑に戻すのを無理なような感じで、この航空写真自体はもう10年

15年前のものだと思われます。以上非農地としての判定をいいんじゃないかという
ことで、みんな賛成いたしました。以上です。

(議長) ありがとうございます。これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。
よろしいですか。

(はいの声)

(議長) これをもって審議を終わります。これより採決いたします。

議案第14号「非農地判定について意見を求める。」について、第1項から第2項
に承認する方の挙手をお願いいたします

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので第14号については承認をされました。

(会長代理) 以上で、本日提案いたしました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これを持ちまして、5月の農業委員会定例総会を閉会いたします。

(田原次長) ご起立をお願いいたします。「一同礼」。お座りください。